

## 1 福祉のまちづくり条例及びバリアフリーチェックについて

### 1-1. 福祉のまちづくり条例について

#### 条例 H10 札幌市福祉のまちづくり条例制定

↓  
公共的施設（学校・病院・事務所・共同住宅・老人ホーム・道路・公園等、多数の者が利用する施設）の遵守すべき整備基準を定めた

法律 ハートビル法  
交通バリアフリー法

#### 条例 H17 札幌市福祉のまちづくり条例改正

関係法の制定を受けて利用実態に合った基準へ改正

法律 H18 バリアフリー新法

H18年 地下鉄駅での電動車いす利用者転落事故

→ 整備基準を上回る「人の目や感覚に基づく新たな視点」の必要性

#### 要綱

H22「公共的施設のバリアフリーチェックシステム」開始  
（優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱制定）

### 1-2. バリアフリーチェックについて

札幌市が公共的施設を整備する際、数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく取組として、設計・施工段階で障がい者・高齢者による図面や現地のチェックを実施し意見を求めるシステム。

要綱においては、次のとおり規定されている。

#### 要綱第2条

事業実施部局は、チェックが実施され、意見が出された場合は、これを反映させるよう努めるとともに、困難な場合は、理由を付して説明しなくてはならない。

#### 要綱第3条1

一の事業につき、企画・設計段階、施工段階等、事例に応じて複数回実施することを原則とし、実施時期は工事内容を十分考慮して設定する。

#### 要綱第3条2

施工内容の確認等を目的として工事終了後に実施するものを除き、設計または施工内容の変更が可能な時期までに実施することを原則とする。

#### 〔実施団体〕

札幌市身体障害者福祉協会 札幌市老人クラブ連合会

#### 〔対象施設〕 次のいずれかに該当する「札幌市の施設」

建築物：2,000平方メートル以上の新・増改築（主に不特定多数が利用するもの）

道路：基本構想に基づくバリアフリー化事業のうち、意見を活用する場合

公園：地区公園及び総合公園を新たに整備する場合（全面改修を含む）

その他市長が必要と認める場合

### 1-3. 本事例集の意義について

福祉のまちづくり条例改正（平成17年）から10年以上経過していることもあり、バリアフリーをめぐる環境は大きく変化しており、条例で定めた整備基準を上回る配慮が必要とされている。

エレベーターは日常的に誰もが利用する垂直移動の手段の一つであるが、障がいのある方や高齢の方にとっては安全で円滑な垂直移動を行うために必要な手段であることから、バリアフリーチェックでは、障がいのある方等のエレベーター利用時の利便性の向上という視点で、様々な意見をいただいた。

本事例集は、これまでのバリアフリーチェックを通じて明らかになってきた「望ましいバリアフリー整備の基準や在り方」をとりまとめたものであり、今後の市有建築物の整備において、庁内関係部局がこれを参照し、「札幌市におけるバリアフリー整備の望ましい姿」について、認識の共有を図ることを目的とする。

### 1-4. 設計・施工にかかる留意事項

#### <設計・施工>

市有施設整備の計画・設計・施工においては、福祉のまちづくり条例施行規則で示された基準（守るべき基準）を遵守のうえ、「望ましい整備（条例施設整備マニュアルにおいて追加で示された基準）」、本事例集で示した「さらに望ましい基準（バリアフリーチェックにおいて出された意見）」を可能な限り反映されることが望ましい。

なお、本事例集に掲載した図については、参考例であり、実際の整備においては、この例のみによらずに、「守るべき基準」「望ましい整備」「さらに望ましい整備（バリアフリーチェックにおいて出された意見）」を参照すること。

#### <バリアフリーチェック>

##### 〔実施時期〕

設計段階で実施するバリアフリーチェックについては、「意見を踏まえた変更が一定程度可能な時期」に実施されることが望ましい。

##### 〔提案手法〕

バリアフリーチェックの際に資料として用いる図面については、専門知識の無い参加者でも分かるように、200分の1・500分の1等、普通の定規を用いて寸法を計算できるような縮尺とすることが望ましい。

バリアフリーチェックの場合においては実際の整備内容が想像しやすいように、模型、写真、VR（類似施設のものでも可）、トイレ等の特に需要の高い整備部分を拡大した図面等を用意することが望ましい。

## 2 エレベーターの整備にあたっての配慮等について

### ＜建築物における「エレベーター及び乗降ロビーの配置」の考え方＞

#### 福まち条例上の基準(守るべき基準)

主に次の要件を満たしている必要がある。

※ 建築物の床面積や施設の種類により基準が異なる場合あり。守るべき基準の詳細は、後述の3-2 整備基準のとおり。

- ・かごの面積は1.83㎡以上
- ・車いすの転回に支障がないかごの形状
- ・出入口幅80cm以上
- ・乗降ロビーは高低差なし、かつ150cm×150cm
- ・かご内に鏡を設置
- ・かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置
- ・車いす使用者が利用しやすい制御装置
- ・かご内に停止予定階、現在位置の表示
- ・乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置
- ・かごの両側に手すり
- ・視覚障害者が円滑に操作できる制御装置
- ・昇降方向の音声表示装置
- ・乗降ロビーの制御装置下に視覚障害者誘導用ブロック
- ・利用しやすいかごの大きさ

エレベーターは、障がい者等が安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段であり、障がい者等が容易に目的の空間まで到達できるようにするため、その移動の負担を軽減することなどの配慮が求められる。

エレベーターや乗降ロビーの設計は、車いす使用者への配慮のほか、視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供の配慮が必須。

#### マニュアルの追加基準(望ましい整備)

守るべき基準よりもゆとりのある広さや幅が望ましい。詳細は、後述の3-2 整備基準のとおり。

#### バリアフリーチェック意見(さらに望ましい整備)

##### ＜共通の配慮＞

・乗降階が複数の場合、可能な限り出入口の方向は一定とする。階ごとに戸の開く方向が異なると、その度に降りやすい方向へと体の向きを変える必要が生じるため、負担となる。

##### ＜車いす使用者への配慮＞

・施設の設置目的に応じた出入口幅を確保する（運動施設に設置するエレベーターは、競技用車いす（幅90～110cm）が円滑に利用できる幅を確保する等）。

・かご内の制御装置の高さは、標準的な車いすの使用者が水平に手を伸ばした高さが約90cmとなることから、90cm程度の設置とすることが望ましい。

##### ＜視覚障がい者への配慮＞

・乗降ロビーの制御装置に、上下ボタンと現在の階の点字表示があることが望ましい。

・弱視の方が利用できるよう、「壁と上下ボタン等の色」「扉と壁の色」のコントラストを強める、ダウンライトを設置する、操作ボタンを大きくする等の対応が望ましい。

##### ＜聴覚障がい者への配慮＞

・かご内には緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設けることが望ましい。

### 3 エレベーターの整備基準（札幌市福祉のまちづくり条例）※利用円滑化経路上

#### 3-1. 整備図（例）

条例上の基準（守るべき基準）

マニュアル追加基準（望ましい整備）

バリアフリーチェック意見（さらに望ましい整備）

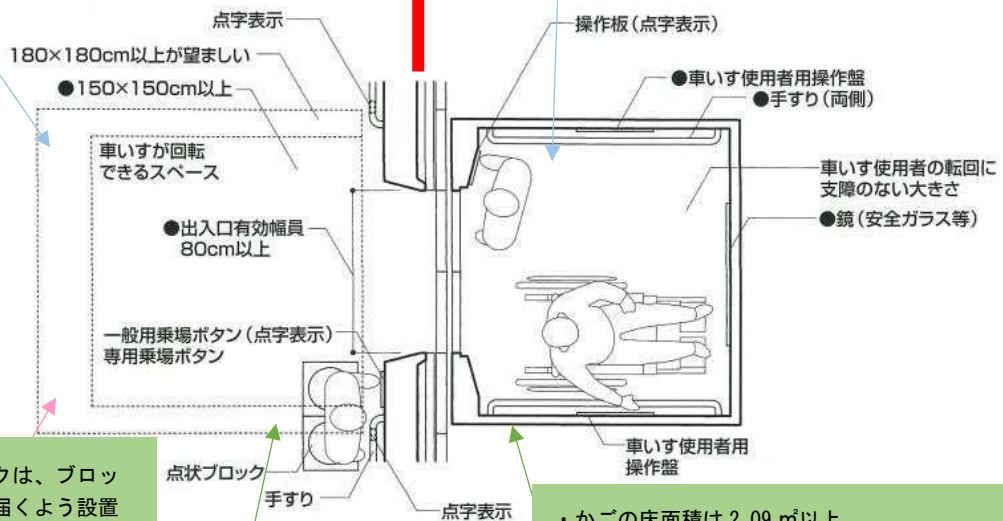
#### 3-1-1. エレベーター（例）

##### 乗降ロビー

- ・高低差がない
- ・幅と奥行きは 150 cm 以上
- ・車いす使用者用制御装置（操作盤）は使いやすい位置に配置
- ・到着するかごの昇降方向の表示装置を設置
- ・音声装置を設置（到着するかごの昇降方向をお知らせ）
- ・視覚障がい者対応の制御装置の設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設

##### かごの内部

- ・かごの大きさは手動式大型車いすが転回可能な大きさ（床面積は 1.83 m<sup>2</sup> 以上、奥行きは 135 cm 以上）
- ・昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上
- ・車いす使用者用制御装置は使いやすい位置に配置
- ・停止予定階やかごの現在位置の表示装置を設置
- ・鏡を設置（車いす使用者が転回できない場合に、後進で降りるとき、かごの昇降路の出入口の開閉の確認に配慮）
- ・音声装置を設置（到着階や昇降路の出入口の戸の開鎖、昇降方向をお知らせ）
- ・視覚障がい者対応の制御装置の設置
- ・両側に手すりを設置



- ・視覚障害者誘導用ブロックは、ブロック位置から制御装置に手が届くよう設置する

- ・幅や奥行きは 180 cm 以上
- ・車いす使用者用の制御装置は高さ 100 cm 程度

- ・出入口の方向を可能な限り一定とする
- ・車いす使用者用制御装置の高さは 90cm 程度
- ・エレベーターは利用箇所から近く、便利で近い場所に設置
- ・弱視者の場合、壁など高いところの表示を見つけるのが難しいため、エレベーターの設置場所の表示について、床に案内表示する等、分かりやすいものとする。

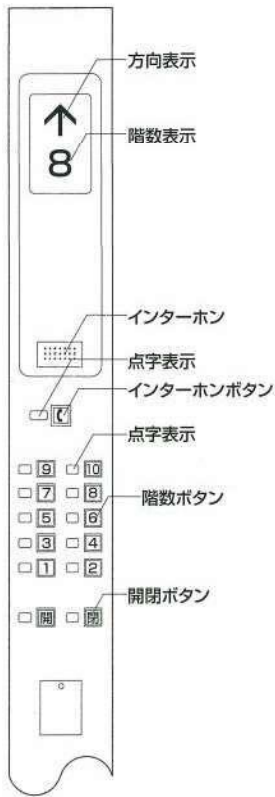
- ・かごの床面積は 2.09 m<sup>2</sup> 以上
- ・かごや昇降路の出入口の幅は 90 cm 以上
- ・扉は車いす用操作盤に連動して開閉時間延長されるもの
- ・車いす使用者用制御装置の高さは 100 cm 程度
- ・緊急呼出しボタンは車いす使用者の手の届く位置に配置
- ・電子文字掲示板や聴覚障がい者用モニター等非常時における聴覚障がい者への配慮が必要

- ・車いす使用者用制御装置の高さは 90cm 程度
- ・エレベーター内の音声案内について、分かりやすい表現とする。
- ・施設の設置目的に合わせた出入口幅とする

車いす使用者用制御装置については操作盤と同義

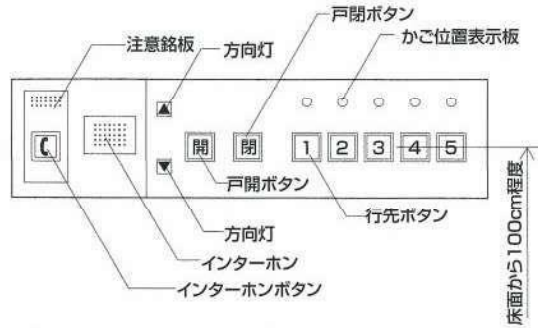
3-1-2. エレベーター操作盤（制御装置（参考例）

縦型操作盤

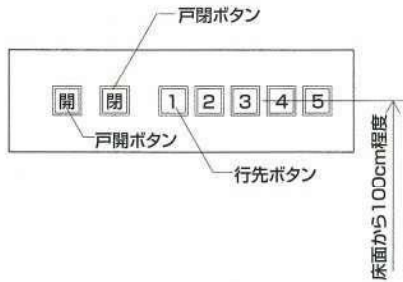


車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)



車いす使用者対応副操作盤



・弱視の方が利用できるよう、「壁と上下ボタン等の色」「扉と壁の色」のコントラストを強める、ダウンライトを設置する等の工夫が必要

・エレベーター外（そと）の照明が暗いと、操作ボタンが分からない。操作ボタンを見やすく（明るく）することが必要

・エレベーター内の開閉表示を分かりやすくする必要がある。矢印のみの表示は分かりにくいいため、分かりやすいマークや文字を使い、「あく・しめ」「開・閉」等誰でも分かる表示とすることが必要。

・文字やマーク等が見やすいよう、各ボタンは大きいものとする。

使いやすい位置に配置

高さ 100 cm程度

高さ 90cm 程度

3-2. 整備基準

① かごの 大きさ	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物に設けるエレベーター（学校、共同住宅に設けるものを除く）	守るべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• かごの床面積は 1.83 m<sup>2</sup>以上とする（車いす使用者が前進で乗り込み、かごの中で転回し前進で降りられる広さが必要）</li> <li>• かごは車いすの転回に支障がない構造とする（JIS T 9201 で定める手動式大型車いすが転回可能な大きさは、間口 140cm×奥行 135 cm）</li> <li>• 奥行きは、内のりを 135 cm以上とする（かごの奥行 135 cmとは、JIS の 11 人乗りの奥行き寸法で、電動車いすも収まる大きさである）</li> </ul>
		望ましい整備	床面積 2.09 m <sup>2</sup> 以上が望ましい
		さらに望ましい整備	—
	床面積 2000 m <sup>2</sup> 以上の学校、共同住宅に設けるエレベーター	守るべき基準	奥行きは、内のりを 135 cm以上とする（かごの奥行 135 cmとは、JIS の 11 人乗りの奥行き寸法で、電動車いすも収まる大きさである）
		望ましい整備	—
		さらに望ましい整備	—
	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物に設けるエレベーター	守るべき基準	かごの大きさは、障がい者、高齢者等が利用しやすい大きさとする。
		望ましい整備	—
		さらに望ましい整備	—

② 停止階	守るべき基準	利用居室、住戸等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する
	望ましい整備	—
	さらに望ましい整備	—

③ 出入口幅	守るべき基準	かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを 80 cm以上（車いすが通過できる寸法）とする
	望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 幅を 90 cm以上とする</li> <li>• 扉は、車いす用操作盤に連動して開閉時間が延長されるものなど配慮が必要</li> </ul>
	さらに望ましい整備	施設の設置目的に応じた出入口幅を確保する（運動施設に設置するエレベーターは、競技用車いす（幅 90～110cm）が円滑に利用できる幅を確保する等）

④ 乗降ロビーの大きさ	守るべき基準	乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは内のり150 cm以上とする
	望ましい整備	幅及び奥行きを180 cm以上とする
	さらに望ましい整備	—

⑤ 車いす使用者用の制御装置	守るべき基準	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける必要がある
	望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ100 cm程度が望ましい</li> <li>かご内の緊急呼び出しボタンやインターホンは車いす使用者の手の届く位置に設置する。</li> </ul>
	さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは90cm程度とすることが望ましい。</li> </ul> <p>標準的な車いすの使用者が、水平に手を伸ばした高さが約90cmとなることから、90cm程度の設置とすることが望ましい。</p>

⑥ 表示装置	守るべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>かご内には、停止予定階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。</li> <li>乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける</li> </ul>
	望ましい整備	電子文字掲示板や、聴覚障がい者用モニター等非常時における聴覚障がい者への配慮を行うことが望ましい
	さらに望ましい整備	—

⑦ 手すりの設置	守るべき基準	障がい者や高齢者等に配慮し、かご内には、両側に手すりを設ける。
	望ましい整備	—
	さらに望ましい整備	—

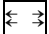
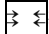
⑧ 鏡の設置	守るべき基準	かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設ける必要がある。ただし、かごの出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を除く。（かご内で同乗者が多く、車いす使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡等を設けることが必要である。）
	望ましい整備	—
	さらに望ましい整備	—

⑨ 音声装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、共同住宅に設けるエレベーター</li> <li>学校、共同住宅以外の施設で、不特定多数の者が利用、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーター</li> </ul>	守るべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>かご内には、到着階、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。</li> <li>かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設ける。（かご内だけではなく乗降ロビーにおいても、音声による案内を聞くことができるよう配慮する。）</li> </ul>
		望ましい整備	—
		さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター内の音声案内について、分かりやすい表現とする。</li> <li>例）羽田空港のエレベーターで、「出口はこちら側です」の音声案内だったが、方向が分からなかった事例がある。</li> <li>エレベーター内に複数の出入口がある場合、具体的な説明が必要</li> </ul>

⑩ 視覚障がい者対応の制御装置	学校、共同住宅以外の施設で、不特定多数の者が利用、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーター	守るべき基準	<p>かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（※）は、点字による表示等視覚障がい者が容易に操作できる構造とする。</p> <p>※ 車いす使用者用の制御装置とその他の位置に制御装置を設ける場合は、車いす使用者用の制御装置以外に設けるものに限る</p>
		望ましい整備	—
		さらに望ましい整備	—

⑪ 視覚障害者誘導用ブロック	学校、共同住宅以外の施設で、不特定多数の者が利用、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーター	守るべき基準	乗降ロビーには、視覚障がい者対応の制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。（視覚障害者誘導用ブロックは、ブロック位置から制御装置に手が届くよう設置する。）
		望ましい整備	—
		さらに望ましい整備	—



⑫ デザイン	守るべき基準	—
	望ましい整備	—
	さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弱視の方が利用できるよう、「壁と上下ボタン等の色」「扉と壁の色」のコントラストを強める、ダウンライトを設置する等の工夫が必要</li> <li>・エレベーター外（そと）の照明が暗いと、操作ボタンが分からない。操作ボタンを見えやすく（明るく）することが必要 例）二十四軒エレベーター駅は操作ボタンが分かりにくいという意見あり。</li> <li>・エレベーター内の開閉表示を分かりやすくする必要がある。   等の矢印のみの表示は分かりにくいいため、分かりやすいマークや文字を使い、（「あく・しめ」「開・閉」等）誰でも分かる表示とすることが必要。</li> <li>・文字やマーク等が見やすいよう各ボタンは大きいものとする。</li> </ul>

⑬ その他	守るべき基準	—
	望ましい整備	—
	さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降階が複数の場合、可能な限り出入口の方向は一定とする。エレベーターに乗った時から降りやすい方向に対応できるよう準備する方も多く、階ごとに戸の開く方向が異なると、その度に降りやすい方向へと体の向きを変える必要が生じるため、負担となる。</li> <li>・エレベーターは利用箇所から近く、便利な場所に設置</li> <li>・弱視者の場合、壁など高いところの表示を見つけるのが難しいため、エレベーターの設置場所の表示について、床に案内表示する等、分かりやすいものとする。 例）病院などでは、床に行き先をテープと文字で表示して移動しやすい。</li> </ul>